

留萌市監査委員告示第2号

令和4年度定期監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和5年3月30日

留萌市監査委員 益 田 克 己
留萌市監査委員 村 上 均

留総総第 3 2 4 号
令和 5 年 3 月 1 6 日

留萌市監査委員 益 田 克 己 様
留萌市監査委員 村 上 均

留萌市長 中 西 俊 司

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置について
令和 4 年 1 2 月 2 6 日付留監第 1 3 4 号で報告のあったこのことについて、定期監査結果に基づき、又は当該監査結果を参考として講じた措置を、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

(総務部総務課総務係)

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置

① 督促について

定期監査による指摘を受けた後は、事務処理要綱に基づき適切に行っている。

② 時効管理について

督促および催告により滞納者に対して納付を促しており、時効が短いものであっても時効中断等の処理を適切に行うよう努める。また、既に時効が完成しているものについては債権消滅の報告をしており、令和4年度中に不納欠損の処理を実施する。

③ 滞納者の個別管理について

滞納整理簿に処理及び指導記録の記入がないもの、また滞納整理簿と一覧表の不一致については令和5年9月末までに対応する。また、来年度から有効と思われる滞納者に対し分納誓約を行っていくよう努める。

④ 滞納整理について

字句や文言については、令和5年2月に適切な表現に修正しており、まだ改正できていない要綱については令和5年9月末までに改正を行い、適切に対応するよう努める。

⑤ 債権放棄、不納欠損について

令和4年度より、滞納処分停止の決裁後に欠損処分を行うようにし、不納欠損後の入金やその入金について年度をまたいだ処理とならないよう適切な方法により処理を行うよう努める。

時効が完成しているものについては債権消滅の報告をしており、R4年度中に不納欠損の処理を実施する。また、徴収が不可能なものについても、令和4年度中に滞納処分の停止を行い、適切に不納欠損処分を実施するよう努める。

また、使用する言葉についても今後は適切な表現に改める。

⑥ 延滞金の徴収について

令和5年9月末までに要綱の改正を行い、適切な対応を行うよう努める。

留教教第1505号

令和5年3月29日

留萌市監査委員 益 田 克 己 様

留萌市監査委員 村 上 均 様

留萌市教育委員会教育長 高 橋 一 浩

令和4年度定期監査の結果を参考として講じる措置について（通知）

令和4年12月26日付け、留監第134号にて報告のありました件につきまして、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その結果を参考として講じる措置を通知いたします。

（教育政策課企画総務係）

令和４年度定期監査の結果を参考として講じた措置

部課名：教育委員会子育て支援課

1 保育実施負担金

- ・ 分納誓約書の収受がなされていないものが散見された。【監査の結果(1)保育実施費負担金(2)③】

令和５年度から適正に処理する（令和４年度新規分納誓約なし）。

- ・ 滞納処分停止決議書の文言整理又は様式の作成が必要【監査の結果(1)保育実施費負担金(2)③】

令和４年度から適正に処理している。

- ・ 時効が完成しているものが散見された。【監査の結果(1)保育実施費負担金(2)②】

令和５年度から適正に処理する。

2 学童保育実施費負担金

- ・ 滞納者台帳が作成、整理されておらず、対応も行っていない。【監査の結果(1)学童保育実施費負担金(2)③】

令和４年度から適正に処理している。

- ・ Ｈ２９年度滞納分は、時効が完成している。（債権の消滅には、留萌市債権管理条例第１２条第１項による決定又は債務者が時効の援用を主張しなければならない。）【監査の結果(1)学童保育実施費負担金(2)②】

令和４年度中に不納欠損処理をする。

3 雑収入（児童扶養手当戻入未済金）

- ・ 完納まで１０年以上を要する分納誓約があるが適切ではない。【監査の結果(1)児童手当戻入未済金(2)③】

令和2年度から適正に処理している（指摘の当該納付義務者については、分納誓約どおり毎月納付を続けていることから、今後も引続き現在の金額で返還を受ける）。

4 雑収入（児童福祉費返還金）

- ・ H26. 2. 12から生活保護を受給している者の滞納処分停止がR4. 3. 14に行われており、適切な処理ではない。【監査の結果(1)児童福祉費返還金(2)⑤】

令和3年度から適正に処理している。

- ・ 完納するまで10年以上を要する分納誓約があるが適切ではない。【監査の結果(1)児童福祉費返還金(2)③】

令和2年度から適正に処理している。

5 留萌市母子福祉修学基金

- ・ 当初の申請書が残っていないのは問題【監査の結果(1)母子福祉修学基金(2)③】

適正に処理する。

- ・ 不納欠損処分を行う判断が必要【監査の結果(1)母子福祉修学基金(2)⑤】

令和5年度に調査の上、適正に処理する。

- ・ 納付書の送付が年数回行われている程度の対応となっている。留萌市債権管理条例に基づく適切な処理を望む。【監査の結果(1)母子福祉修学基金(2)①】

令和5年度より留萌市債権管理条例に基づき適正に処理する。

令和4年度定期監査の結果を参考として講じた措置

部課名：子ども発達支援センター

○ 子ども発達支援センター利用者負担金（私・2）（単位：円）

	R3 調定額	R3 収入額	R3 不納欠損額	R3 収入未済額
現 年	403,123	403,123	0	0
滞納繰越	6,277	0	0	6,277

- ・ 未納があることの通知を何年間にも渡り送り続けている。成果が出ていないのであれば、他の方法で対処すべき（要綱第7条の催告等）。
- ・ 他の利用者との公平性が確保できていないので、適切な処理を望む。

【監査の結果（2）①】

令和4年10月24日、1件1,680円収入済

令和5年3月現在、1件4,597円が収入未済となっている。

残1件については、文書による督促に加え、電話連絡も試みているが、確認が取れていない状況。引き続き督促に努める。